

検討事項案その3 (第3 仲裁廷の構成について)

【目次】

- 1 仲裁人の数について
- 2 仲裁人の資格について
- 3 仲裁人の選定手続について
 - (1) 当事者の選定手続決定権について
 - (2) 当事者の合意がない場合の標準的な選定手続について
 - (3) 合意された仲裁人選定手続が効を奏しない場合の対応について
 - (4) 裁判所の仲裁人選定決定等に対する不服申立てについて
- 4 仲裁人の忌避について
 - (1) 忌避事由について
 - (2) 忌避事由開示義務について
 - (3) 忌避手続について
- 5 仲裁人の退任(任務終了)について
- 6 代替仲裁人の選定について
- 7 仲裁人の責務等について
 - (1) 仲裁人の行為規範について
 - (2) 仲裁人の民事上の責任について

1 仲裁人の数について

【仲裁検討会資料5の 参照】

仲裁人の数は、モデル法(模範法)第10条にならい、当事者が合意により定めることができ、このような合意がない場合の標準的人数を3人とするものとする。

【説明】

仲裁廷の公正，仲裁判断の適正等の観点から，標準を仲裁人3人の合議体とするものである。

【コメント】

国内仲裁の実情や手続の迅速，費用の抑制，適格な仲裁人候補者の確保の難易度等の考慮から，仲裁人を1人とする要請も強いものと考えられるが，合意で人数を定めることが認められることから，實際上特段の不都合は生じないと解される。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第10条〔仲裁人の数〕
「(1) 当事者は，自由に仲裁人の数を定めることができる。
(2) かかる定めのないとき，仲裁人は3名とする。」
- ・ ドイツ法第1034条〔仲裁裁判所の構成〕
「(1) 当事者は，仲裁人の数を定めることができる。これを定めないときは，仲裁人の人数は3人とする。」
- ・ 韓国法第11条〔仲裁人の数〕
「(1) 仲裁人の数は，当事者間の合意で定める。
(2) 第1項の合意がない場合には，仲裁人の数は3人とする。」

2 仲裁人の資格について

【検討会資料5の 参照】

仲裁人の資格について，どのように考えるか。

(A案) 特段の規定は設けないものとする。

(B案) 仲裁人は，自然人でなければならないとしたうえ，仲裁合意で法人その他の団体が仲裁人として指定されているときは，その団体に仲裁人選定権限を付与したものとみなすものとする。

【説明】

枠内に示した考え方は，いずれも，広く人材を得る見地から，特段の欠格事由を設けないとするものである。このうち，B案は，仲裁合意において，紛争は仲裁機関の仲裁による旨定めるにすぎない場合が少なくない実情を踏まえ，そのような合意が無効とされる事態を回避しようとするものである。

もっとも、モデル法（模範法）第11条第(1)項は、当事者の合意がある場合を除き、国籍によって仲裁人になることは妨げられないとしており、この点を明記する実質的意義について、なお検討する必要がある。

【コメント】

枠内に示した考え方によっても、当事者が合意によって資格要件を定めることは差し支えないと解される。

（参考）

・ モデル法第11条〔仲裁人の選定〕

「(1) 当事者が別段の合意をしていない限り、何人も、その国籍のゆえに仲裁人として行なうことを妨げられない。」

・ ドイツ法
（規定なし）

・ 韓国法第12条〔仲裁人の選定〕

「(1) 当事者間に別途の合意のない場合には、仲裁人は国籍にかかわらず選定されることができる。」

・ 台湾仲裁法（平成10年（1998年）制定）第5条

「(1) 仲裁人は自然人でなければならない。」

「(2) 当事者が仲裁契約において仲裁機関以外の法人その他の団体を仲裁人とした場合においては、仲裁人についての約定がないものとみなす。」

3 仲裁人の選定手続について

(1) 当事者の選定手続決定権について

【初出】

モデル法（模範法）第11条第(2)項にならい、当事者は、合意により、仲裁人の選定手続を定めることができるものとする。

【コメント】

当事者自治の一環として、仲裁人選定手続についても、当事者が合意により定めることができると解される。

（参考）

・ モデル法（模範法）第11条〔仲裁人の選定〕

「(2) 当事者は、本条(4)項および(5)項の規定に反しない限り、単独又は複数の仲裁人選定手続を、自由に合意して定めることができる。」

・ ドイツ法第1035条〔仲裁人の選定〕

「(1) 当事者は、単独又は複数の仲裁人を選定する手続を合意することができる。」

・ 韓国法第12条〔仲裁人の選定〕

「(2) 仲裁人の選定手続は、当事者間の合意で定める。」

(2) 当事者の合意がない場合の標準的な選定手続について

【初出】

ア 当事者の仲裁人選定手続についての合意がない場合の標準的な選定手続を設けるものとする。

イ モデル法（模範法）第11条第(3)項にならい、アの標準的な選定手続について、仲裁人が3人である場合と1人である場合とに分け、次のようなものとするかどうか。

3人の仲裁人の場合

a 各当事者がそれぞれ1人の仲裁人を選定し、これらの仲裁人がその合意により更に1人の仲裁人を選定する。

b 先に仲裁人を選定した当事者は、相手方に対し、これを通知した上、30日以内に仲裁人を選定すべきことを求めることができる。

c 相手方が30日以内に仲裁人を選定しないときは、裁判所は、当事者の申立てにより、決定により1名の仲裁人を選定する。

d aにより各当事者が選定した2名の仲裁人が選定後30日以内に更に1人の仲裁人を選定しないとき、又は当事者の一方が選定した仲裁人及びcにより裁判所が選定した仲裁人が選定後30日以内に更に1人の仲裁人を選定しないときは、裁判所は、当事者の申立てに基づき、決定により更に1人の仲裁人を選定する。

仲裁廷が1人の仲裁人で構成される仲裁においては、当事者は、合意により仲裁人を選定する。

当事者が仲裁人の選定について合意できないときは、当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人を選定する。

【説明】

仲裁人選定手続について合意がない場合に関しては、仲裁人が法律上の標準的人数である3人の場合と単独仲裁人の場合とについて規定を設けることが有用である。

このほか、仲裁人の数が偶数である場合及び5人以上である場合について規定すべきかについて検討する必要がある（考え方としては、3人の場合の応用で足りよう。）

【コメント】

枠内イ のdの「仲裁人選定後30日以内に更に1人の仲裁人を選定しないとき」との記載は、モデル法（模範法）第11条第(3)項(a)の文言に依拠したものであるが、その場合の選定期間（30日）は、選定行為がされた時点から起算され、選定された仲裁人の就任の承諾に至らずとも同期間は進行を開始すると解することでよいかも問題となる。

（参考）

・ モデル法（模範法）第11条〔仲裁人の選定〕

「(3) かかる合意のないとき

(a) 3名の仲裁人による仲裁においては、各当事者が1名の仲裁人を選定し、そのようにして選定された2名の仲裁人が第三仲裁人を選定する。一方の当事者が他の当事者から仲裁人選定の請求を受領した後30日以内に第三仲裁人に合意しないとき、又は選定された2名の仲裁人が選定後30日以内に第三仲裁人に合意しないとき、その選定は、当事者の申立により、第6条に定める裁判所その他の機関が行う。

(b) 単独仲裁人による仲裁において、当事者が仲裁人に合意できないときは、一方の当事者の申立により、第6条に定める裁判所その他の機関が仲裁人を選定する。」

・ ドイツ法第1035条〔仲裁人の選定〕

「(3) 仲裁人の選定について当事者の合意がない場合に、当事者が仲裁人の選定について合意できないときは、一方の当事者の申立てに基づいて、裁判所は、単独の仲裁人を選定する。3名の仲裁人による仲裁手続においては、各当事者が1人の仲裁人を選定する。この2名の仲裁人は、仲裁裁判所の裁判長たる第三の仲裁人を選定する。当事者の一方が、他方の当事者から仲裁人の選定の要求を受けた後1ヶ月以内にその選定をしないとき又は2名の仲裁人がその選定後1ヶ月以内に第三の仲裁人について合意できないときは、裁判所は、当事者の一方の申立てに基づいて仲裁人を選定しなければならない。」

・ 韓国法第12条〔仲裁人の選定〕

「(3) 第2項の合意のない場合には、次の各号の1で定める方法に従って仲裁人を選定する。

1. 単独仲裁人の場合：一方の当事者が相手方当事者から仲裁人の選定を要求されてから30日以内に当事者らが仲裁人の選定に関して合意できないときには、一方の当事者の申立により、裁判所が仲裁人を選定する。
2. 3名の仲裁人による仲裁の場合：各当事者は各1人の仲裁人を選定し、これにより

選定された2人の仲裁人らが合意して残り1人の仲裁人を選定する。この場合、一方の当事者が相手方当事者から仲裁人の選定を要求されてから30日以内に仲裁人を選定しないか、または選定された2人の仲裁人らが選定されてから30日以内に残り1人の仲裁人を選定できないときには、一方の当事者の申立により裁判所がその仲裁人を選定する。」

(3) 合意された仲裁人選定手続が効を奏しない場合の対応について 【初出】

モデル法（模範法）第11条第(4)項にならい、合意された仲裁人選定手続が効を奏せず、所定の数の仲裁人の選定に至らない場合には、そのような場合に備えて他の方法による所定の数の仲裁人を確保する方法を定めている場合を除き、いずれの当事者も、裁判所に対し、裁判所による仲裁人の選定その他所定の数の仲裁人を確保するための必要な措置を採ることを申し立てることなどを行うことができるものとする。

【説明】

仲裁人選定手続についての当事者の合意に基づく仲裁人選定手続が効を奏しない場合には、裁判所に対し、仲裁人の選定等必要な措置を求めることができるものとし、仲裁廷を早期に成立させ、仲裁手続の円滑な進行を確保することを企図したものである。

もっとも、モデル法（模範法）第11条第(4)項は、裁判所に対し「必要な措置をとるよう申し立てることができる。」とするにとどまるが、立案に当たっては、裁判所の採りうる措置の内容、これに対応する申立ての在り方等について、なお検討する必要がある。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第11条〔仲裁人の選定〕
- 「(4) 当事者の合意した選定手続において、
 - (a) 一方の当事者が、かかる選定手続のもとで必要とされる行為をしないとき、
 - (b) 両当事者又は2名の仲裁人が、かかる選定手続のもとで期待されている合意に達することができないとき、又は、
 - (c) 機関を含む第三者が、かかる選定手続のもとで委ねられている任務を行わないときは、いずれの当事者も、第6条に定める裁判所その他の機関に必要な措置をとるよう申し立てることができる。但し、選定手続に関する合意が、選定確保のための他の方法を定めている場合はこの限りでない。」

・ ドイツ法第1035条〔仲裁人の選定〕

「(4) 当事者が選定の手続を合意したが、当事者の一方がこの手続に応じて行為しないとき、当事者の双方若しくは2人の仲裁人がこの手続により一致に至らないとき、又は第三の仲裁人がこの手続により委ねられた任務を行わないときは、各当事者は裁判所に必要な措置をとることを申し立てることができる。ただし、合意した選定手続が選定のために他の方法を定めている場合を除く。

・ 韓国法第12条〔仲裁人の選定〕

「(4) 第2項の合意があっても、次の各号の1に該当するときには、当事者の申立てにより裁判所が仲裁人を選定する。

1. 一方の当事者が合意された手続に従って仲裁人を選定しないとき
2. 両当事者または仲裁人らが合意された手続に従って仲裁人を選定できないとき
3. 仲裁人の選定を委任された機関または第三者が仲裁人を選定できないとき」

(4) 裁判所の仲裁人選定決定等に対する不服申立てについて

【初出】

モデル法（模範法）第11条第(5)項にならい、裁判所が前記(2)又は(3)の場合において仲裁人の選定決定等をしたときは、当事者は、この決定に対して不服を申し立てることはできないものとする。

【説明】

枠内に示した考え方は、仲裁手続の円滑な進行を確保する見地から、裁判所が申立てに基づいて仲裁人の選定等必要な措置を講じた場合には、その決定に対しては、不服を申し立てることができないものとし、仲裁人の選定をめぐる争いを早期に終局させることを企図するものである。仲裁人の適性等について問題が生じた場合には、忌避手続等によって別途処理すべきものと考えられる。

(参考)

・ モデル法（模範法）第11条〔仲裁人の選定〕

「(5) 本条(3)項又は(4)項により、第6条に定める裁判所その他の機関に委ねられている事項に関する決定に対して、上訴は提起できない。以下、略」

・ ドイツ法第1065条〔不服申立て〕

「(1) 連邦裁判所への特別抗告は、第1062条第1項第2号及び第4号に掲げる裁判について、これが終局判決によるものであり、これに対して上告がなされる場合に行われるものとする。その他第1062条に掲げる手続における裁判は、これを取り消すことができない。」

・ ドイツ法第1062条〔管轄権〕

「(1) 仲裁契約中に掲げられた高等裁判所、又はそうした記載がない場合には仲裁地がその管轄区域内にある高等裁判所は、以下の申立てに関する裁判について管轄権を有する。

- 1 仲裁人の選定（第1034条、第1035条）、仲裁人の忌避（第1037条）又は仲裁人の任務の終了（第1038条）」

・ 韓国法第12条〔仲裁人の選定〕

「(5) 第3項および第4項の規定による裁判所の決定に対しては、抗告を申し立てることができない。」

4 仲裁人の忌避について

(1) 忌避事由について

【検討会資料5の 1 参照】

モデル法(模範法)第12条第(1)項,第(2)項にならい,仲裁人の忌避事由を次のものとする。

ア 仲裁人が当事者の合意した資格を有しないこと。

イ 仲裁人の[不偏又は独立]について正当な疑いを生じさせるような事情があること。

【説明】

仲裁事件の審理及び仲裁判断の適正・公正を確保するため,かつ,仲裁が当事者自治に基づく紛争解決方法であることにもかんがみ,忌避事由としては,基本的には,枠内に示したような考え方によって差し支えないと解される。

なお,民事訴訟の裁判官の場合の除斥事由(民事訴訟法第23条)に相当する事情が仲裁人に存することは,忌避事由の諸要素として観念することができると思解される。

(参考)

・ モデル法(模範法)第12条〔忌避事由〕

「(1) 仲裁人として選定されうることに関して交渉を受けた者は,自己の不偏独立について正当な疑いを生じさせうるようなあらゆる事情を開示しなければならない。仲裁人は,かかる事情を既に当事者に知らせていない限り,選定された後及び手続中,遅滞なくこれを当事者に関示しなければならない。

(2) 仲裁人は,その不偏または独立について正当な疑いを生じさせるような事情があるか,当事者の合意した資格を有しないときに限って忌避されうる。当事者は,自己が選定し又は選定に関与した仲裁人については,選定後に知った理由に基づいてのみ忌避することができる。」

・ ドイツ法第1036条〔仲裁人の忌避〕

「(1) 仲裁人となるよう申出のあった者は,自己の公正又は独立について疑いを生じさせるようなあらゆる事情を開示しなければならない。仲裁人は,その選定後においても仲裁手続が終了するまでは,そのような事情を事前に通知している場合を除き,当事者に遅滞なく開示しなければならない。

(2) 仲裁人にその公正又は独立について正当な疑いを生ぜしめる事情が存在するとき又は仲裁人が当事者の定めた要件を満たさないときは、仲裁人を忌避することができる。当事者は、自ら選定し又は選定に関与した仲裁人については、その選定の後に知った事由に基づいてのみこの者を忌避することができる。」

・ 韓国法第13条〔仲裁人に対する忌避事由〕

「(1) 仲裁人として選定されることの交渉を受けた者または選定された仲裁人は、自己の公正性や独立性について疑いを生じさせるような事情があるときには、遅滞なくこれを当事者に告知しなければならない。

(2) 仲裁人は、第1項の事情があるかまたは当事者が合意した資格を持っていない事由があるときに限って、忌避されうる。ただし、当事者は、みずから選定したかまたは選定手続に参加して選定した仲裁人に対しては、選定後に知りえた事由によってのみ忌避申立てをすることができる。」

(2) 忌避事由開示義務について

【検討会資料5の 2 参照】

モデル法(模範法)第12条第(1)項にならい、仲裁人又は仲裁人候補者は、当事者に対し、自己の[不偏又は独立]について正当な疑いを生じさせるような事情をすべて遅滞なく開示しなければならないものとする。

【説明】

当事者に忌避申立てをすべきかどうかの判断材料を提供し、当事者が忌避事由を知らないままに候補者が仲裁人に選定され、あるいは仲裁手続が累積されることに伴う種々の不利益を回避することを企図するものである。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第12条第(1)項(前掲)
- ・ ドイツ法第1036条第(1)項(前掲)
- ・ 韓国法第13条第(1)項(前掲)

(3) 忌避手続について

【検討会資料5の 3 参照】

モデル法(模範法)第13条にならい、
ア 当事者は、仲裁人の忌避手続について、最終的な裁判所による忌避事由の有無についての判断を留保するものである限り、合意により定めることがで

きるものとする。

なお、合意した手続のもとで忌避しようとした仲裁人の忌避が認められない場合には、後記ウの手続に従い、裁判所に対し、忌避の申立てをすることができるものとする。

イ 当事者が仲裁人の忌避手続を定めない場合の標準的手続を次のとおりとするものとする。

a 仲裁人を忌避しようとする当事者は、仲裁廷に対し、仲裁廷の構成又は忌避事由を知った日から一定期間内に、忌避理由を記載した書面を提出して忌避申立てを行う。

b 忌避申立ての対象である仲裁人が辞任し、又は他方当事者が忌避に合意した場合を除き、仲裁廷は、忌避申立てについて判断する。

ウ 前記アの合意で定められた忌避手続又は前記イの標準的な忌避手続において、忌避が認められなかった場合には、申立人は、裁判所に対し、忌避の申立てをすることができ、その内容等は、次のとおりとするものとする。

a 申立人は、裁判所に対し、忌避却下の決定を受けた後所定の期間内に、忌避の申立てをすることができる。

b 忌避申立てに係る裁判所の決定については、不服を申し立てることできない。

c 仲裁廷は、裁判所に忌避申立事件が係属している間においても、仲裁手続を続行し、仲裁判断をすることができる。

【説明】

枠内に示した考え方は、主に仲裁人が複数である場合が想定されているが、単独仲裁人である場合にも適用される。単独仲裁人の場合にあっては、その者が辞任しないときは、仲裁廷による却下決定がされたものと扱うことになると考えられる。

標準的手続にあっては、仲裁廷に対する忌避申立てについては、忌避の対象となっている仲裁人も評議・決定に加わることとなるが、この者を除いては仲裁廷が構成されないとの懸念がないではなく、最終的には裁判所に対する忌避申立手続が用意されていることから、実際上の不都合は回避されうるものと考えられる。

【コメント】

- ・ 忌避申立事件が裁判所に係属している間にも，仲裁廷が仲裁手続を続行し，仲裁判断をすることができるものとする，ここでも，仲裁廷の判断と忌避の申立てを受けた裁判所の判断が齟齬する可能性が生じる場合がありうる。例えば，裁判所が忌避申立てに理由があるとの心証を形成したが，その旨の決定をするより先に仲裁判断がされていたときは，裁判所による忌避決定の可否を含めどのように規律されることになるかについて，なお検討する必要がある。
- ・ 裁判所に対する忌避申立てが却下された場合には，この決定に対する上訴は認められないが，仲裁判断がされた後に，その取消しを求める裁判において，再び忌避理由の有無を問題にする余地があると解される（モデル法（模範法）第34条第(2)項(a)(iv)参照）。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第13条〔忌避手続〕

「(1) 当事者は，本条(3)項の規定に反しない限り，仲裁人の忌避手続を，自由に合意して定めることができる。

(2) かかる合意のないときは，仲裁人を忌避しようとする当事者は，仲裁廷の構成を知った後又は第12条(2)項に定める事情を知った後15日以内に，忌避理由を記載した書面を仲裁廷に提出しなければならない。忌避を申し立てられた仲裁人が辞任するか他方の当事者が忌避に合意しない限り，仲裁廷は忌避の申立につき，決定しなければならない。

(3) 当事者の合意した手続又は本(2)項に定める手続のもとで忌避が認められないときは，忌避を申し立てた当事者は，忌避申立を却下する決定の通知を受けた後30日以内に，第6条に定める裁判所その他の機関に，忌避につき決定するよう申し立てることができる。その決定に対して上訴は提起できない。かかる申立が係属している間，忌避を申し立てられた仲裁人を含む仲裁廷は，仲裁手続を続行し，判断をくだすことができる。」

- ・ ドイツ法第1037条〔忌避の手続〕

「(1) 当事者は，仲裁人の忌避の手続を合意することができる。ただし，第3項に反してはならない。

(2) 前項の合意がないときは，仲裁人を忌避しようとする当事者は，仲裁裁判所が構成されたこと又は第1036条第2項の事情を知った後2週間以内に仲裁裁判所に忌避の理由を書面で明らかにしなければならない。忌避の申立てを受けた仲裁人が辞任した場合又は他方の当事者が忌避に同意した場合を除き，仲裁裁判所は，忌避の申立てを受けた仲裁人を除いて忌避について裁判する。

(3) 当事者が合意した手続又は第2項に定める手続に従い，忌避の理由がないとされたときは，忌避を申し立てた当事者は，忌避の申立てを却下した裁判を通知された後1ヶ月以内に裁判所に忌避について裁判を申し立てることができる。当事者は，これと異なる期間を定めることができる。この申立てが係属している間は，忌避された仲裁人を含む仲裁裁判所は，仲裁手続を続行し，仲裁判断をすることができる。」

・ 韓国法第14条〔仲裁人に対する忌避手続〕

「(1) 仲裁人に対する忌避手続は、当事者間の合意で定める。

(2) 第1項の合意がない場合には、仲裁人を忌避しようとする当事者は、仲裁判断部が構成された日または第13条第2項の事由を知った日から15日以内に、仲裁判断部に書面で忌避申立てをしなければならない。この場合、忌避申立てを受けた仲裁人が辞任しないか、または相手方が忌避申立てに同意しないときには、仲裁判断部はその忌避申立てに対する決定をしなければならない。

(3) 第1項および第2項の規定による忌避申立てが受け入れられない場合には、忌避申立てをした当事者は、その結果の通知を受けた日から30日以内に、裁判所にかかる仲裁人に対する忌避申立てをすることができる。この場合、忌避申立てが裁判所に係属しているときにも、仲裁判断部は仲裁手続を進行するか、または仲裁判断を下すことができる。

(4) 第3項の規定による忌避申立てに対する裁判所の忌避決定に対しては、抗告をすることができない。」

5 仲裁人の退任（任務終了）について

【検討会資料5の 4参照】

仲裁人の退任に関し、次の諸点について、なお検討する。

(1) 退任事由

ア 辞任，解任，忌避，死亡等。

イ そのほかの事由として、どのようなものが考えられるか。次のような事由はどうか。

a 心身の故障等により任務遂行が不能又は困難になったこと。

b 仲裁人が任務を怠っていること。

(2) 解任・辞任の要件

(3) 仲裁人の任務遂行の不能又は困難，任務懈怠等の判断手続

【説明】

まず、仲裁人の退任事由としてどのようなものがあるかが問題となる。この点については、個別に事由を挙げるか、あるいは、法律上又は事実上その任務を行うことができないといった包括的な事由を想定するかといったことも検討しなければならない。

また、仲裁人の死亡等任務遂行が不能であることが明らかな場合を除き、その他の事由については、具体的要件、判断手続等も問題となり、なお検討が必要である。

【コメント】

- ・ 当事者による解任について、正当な理由に基づくものであることは要しないとするのでよいか。この点については、モデル法（模範法）第14条第(2)項との関係をどのように考えるかが問題となる。
- ・ 逆に、仲裁人の辞任については、正当な理由の存することを必要とするとするのでよいか。

（参考）

- ・ モデル法（模範法）第14条〔行為の懈怠又は不能〕

「(1) 仲裁人が法律上又は事実上その任務を行うことができなくなったか、その他の理由により不当な遅滞なく行為しないときは、仲裁人が辞任するか当事者が任務の終了を合意するならば、仲裁人の任務は終了する。これらの事由に関して争いがあるときは、いずれの当事者も、第6条に定める裁判所その他の機関に、任務の終了についての決定を申し立てることができ、その決定に対して上訴は提起できない。

(2) 本条又は第13条(2)項のもとで仲裁人が辞任するか一方の当事者が仲裁人の任務の終了に同意したときは、それが本条又は第12条(2)項に定める事由の承認を意味すると解してはならない。」

- ・ ドイツ法第1038条〔仲裁人の任務遂行の懈怠又は不能〕

「(1) 仲裁人が法律上若しくは事実上その任務を遂行することができず又はその他の理由によりその任務を遅滞なく遂行しない場合において、仲裁人が辞任し又は当事者が仲裁人の任務の終了を合意したときは、仲裁人の任務は終了する。仲裁人が辞任せず又は当事者が仲裁人の任務の終了を合意することができない場合には、いずれの当事者も裁判所に仲裁人の任務の終了について裁判を申し立てることができる。

(2) 仲裁人が、第1項の場合若しくは前条第2項の場合に辞任し又は仲裁人の任務の終了に同意した場合には、これにより第1項又は第1036条第2項に掲げる辞任の理由を承認したものと解してはならない。」

- ・ 韓国法第15条〔仲裁人の職務不履行による権限終了〕

「(1) 仲裁人が法律上または事実上の事由により職務を遂行できない場合、または正当の理由なしに職務遂行を遅滞している場合には、その仲裁人の辞任または当事者間の合意により仲裁人の権限は終了する。

(2) 第1項の規定による仲裁人の権限終了の有無に関して争いが生ずる場合は、当事者は裁判所にこれに対する決定を申し立てることができる。

(3) 第2項の規定による権限終了申立てに対する裁判所の権限終了決定に対しては、抗告を申し立てることができない。」

6 代替仲裁人の選定について

【初出】

忌避、退任等により仲裁人が欠けた場合において、仲裁合意がなお消滅しないときは、新たな仲裁人を選定する必要があることから、モデル法（模範法）

第15条にならい、前仲裁人の選定におけると同様の方法で新たな仲裁人を選定するものとする。

【説明】

仲裁人が欠けた場合にあっては、仲裁合意そのものが消滅する例もないではない(例えば、特定の知識経験を有する者を特定して仲裁合意を成立させた場合で、当事者がこの者以外に対しては紛争を仲裁に付する意思を有しないとき)。しかし、一般には、仲裁を可能にするため、新たな仲裁人を選定することになると思われる。その手続としては、前仲裁人の後継人又は引継人としての性格を有すると考えられることから、前仲裁人の場合と同様の方法・手続で新たな仲裁人を選定し、補充するものとするのが合理的である。

(参考)

- ・ モデル法(模範法)第15条〔代替仲裁人の選定〕

「第13条又は第14条に基づくか、その他の理由による仲裁人の辞任、当事者の合意による解任、又はその他の理由により仲裁人の任務が終了した場合には、代替仲裁人が、交差せしめられる仲裁人の選定に適用された規則に従って選定されるものとする。」

(参考)

- ・ ドイツ法第1039条〔補充仲裁人の選定〕

「(1) 第1037条、第1038条若しくはその他の理由による辞任又は当事者の合意による解任によって仲裁人の職務が終了したときは、補充仲裁人を選定しなければならない。選定は、補充すべき仲裁人の選定に適用すべき規定に従って行うものとする。

(2) 当事者は、前項と異なる合意をすることができる。」

- ・ 韓国法第16条〔補欠仲裁人の選定〕

「仲裁人の権限が終了され、仲裁人を改めて選定する場合、その選定手続は代替される仲裁人の選定に適用される手続による。」

7 仲裁人の責務等について

- (1) 仲裁人の行為規範について 【初出】(参考：仲裁検討会資料5の 1)

仲裁人の責務について、規定を設けるものとするかどうか。たとえば、公平誠実に職務を行うべきものとするかどうか。

【説明】

この点について、モデル法（模範法）には規定はない。ドイツ法及び韓国法も同様である。

【コメント】

仲裁人の責務については、たとえば、仲裁人（仲裁廷）は、当事者を平等に取り扱い、当事者に対し、主張立証を行うための十分な機会を与えなければならないといった規定も考えられる。もっとも、モデル法（模範法）第18条のように同様の内容を当事者の立場からみたものとして規定する場合には、これらの規定の関係が問題となる。

（参考）

・ 英国法第29条〔仲裁人の免責〕

「(1) 仲裁人は、その職務行為または不作為が不誠実なものであったということが疎明されない限り、仲裁人としての職務の遂行の際にその行為または不作為について責任を負うものではない。

(2) 前項は仲裁人の雇用者あるいは代理人に対しても仲裁人自身と同様に適用される。

(3) 本条の定めは仲裁人の辞任により仲裁人によって生じた一切の責任については影響を及ぼすものではない（但し第25条参照）。」

・ 仲裁法試案2001年改訂（平成14年。仲裁研究会）第19条〔仲裁人の責務〕

「(1) 仲裁人は、公正、迅速かつ誠実にその任務を行わなければならない。」

(2) 仲裁人の民事上の責任について

【仲裁検討会資料5の 1】

仲裁人が自ら行い、又は関与した仲裁手続若しくは仲裁判断について、これを原因として当事者に不利益や損害が生じた場合の仲裁人の損害賠償責任等の在り方について、なお検討する。

【説明】

仲裁人の民事責任については、モデル法（模範法）には規定はない。

仲裁人がその職務を行うについて、これを原因として当事者に損害が生じた場合、どのような要件の下に仲裁人がその損害を賠償する責任を負うかについては、種々の在り方が想定されうる。この点については、各国の立法例や仲裁実務の実情を踏まえ、仲裁制度の活性化等にも配慮しつつ、検討する必要がある。

【コメント】

英国法のように責任を軽減する根拠があるかについて、なお検討を要する。

(参考)

- ・ ドイツ法
(規定なし)

- ・ 韓国法
(規定なし)

- ・ 英国法第29条〔仲裁人の免責〕(前掲)

- ・ 仲裁法試案2001年改訂(平成14年。仲裁検討会)第19条〔仲裁人の責務〕
「(2) 仲裁人は、仲裁手続に関するいかなる行為についても、当事者に対して責任を負わない。ただし、故意又は重過失によるものについては、この限りではない。」